八重瀬町人事行政の運営等の状況

（平成27年度版）

平成28年4月
八重瀬町

八重瀬町の人事行政の運営等の状況について

八重瀬町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成20年6月17日条例第14号）第４条の規定により職員の任用及び職員数等に関する状況について公表します。

１　職員の任用および職員数に関する状況

（１）採用及び退職の状況（平成２６年度）

区　分	採用（人）	退　職（人）			
		定　年	勧　奨	その他	合　計
町長部局等	9	3	3	0	6
教育委員会	4	5	2	1	8
合　　計	13	8	5	1	14

（２）職員数の状況　　（平成２７年４月１日現在）

部　門	区　分	職員数		増減数	主な増減理由
		２６年	２７年		
一　般　行　政	議　　会	3	3	0	
	総　務　企　画	37	37	0	
	税　　務	14	14	0	
	労　　働	－	－	－	
	農　林　水　産	16	16	0	
	商　　工	2	2	0	
	土　　木	20	20	0	
	民　　生	30	28	▲ 2	保育所民営化による保育士退職者による減員後の採用不補充
	衛　　生	14	14	0	
	小　　計	136	134	▲ 2	人口10,000人あたり職員数45.43人
特別行政	教　　育	44	38	▲ 6	給食センターの民営化計画のため、退職者による減数後の採用不補充・幼稚園教諭の退職
	消　　防	－	－	－	
	小　　計	44	38	▲ 6	人口10,000人あたり職員数12.88人
公営企業等	水　　道	－	－		
	下　水　道	1	1	0	
	そ　の　他	10	10	0	
	小　　計	11	11	0	
合　　計		191	183	▲ 8	人口10,000人あたり職員数62.04人

（注）職員数は、一般職に属する職員数（地方公共団体定員管理調査に基づく）で地方公務員の身分を有する教育長、休職者、などを含み、派遣職員、臨時または非常勤職員は含まない。

2 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験の実施状況（平成２７年度）

一次試験実施日	一次試験合格発表日	二次試験実施日	二次試験合格発表日
平成 27 年 9 月 20 日	平成 27 年 10 月 16 日	平成 27 年 11 月 8 日	平成27年11月27日

(2) 職員採用候補者の試験職種、申込数、受験者数、合格者等の状況（単位：人）

職種	受験者数	一次試験合格者	最終合格者
上級行政職	23	14	8
中級行政職	19	6	2
初級行政職	8	3	1
上級土木職	1	1	1
初級土木職	3	3	2
図書司書職	19	3	1
学芸員職	8	3	2
幼稚園教諭職	33	6	3
合計	153	59	20

3 職員の給与の状況

（１）人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口（平成27年1月1日）	歳出額 A	実質収支	人件費 A	人件費率 (B/A)	（参考）24年度の人件費率
26年度	人 29,495	千円 13,106,766	千円 448,992	千円 1,846,267	% 14.1%	% 15.3

（２）職員給与の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				１人あたり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末･勤勉手当	計 B	
26年度	人 179	千円 690,148	千円 80,346	千円 253,842	千円 1,024,336	千円 5,722

（注）１ 職員手当には退職手当を含まない。
２ 職員数は平成26年度給与実態調査の普通会計職員数の合計である。

（３）職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	平均年齢
八重瀬町	343,225	42.10歳	332,900	45.30歳

（４）職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区分		八重瀬町		国	
		決定初任給	採用２年経過日給料月額	決定初任給	採用２年経過日給料額
一般行政職	大学卒	174,200円	184,400円	174,200円	184,400円
	高校卒	142,100円	150,500円	142,100円	150,500円

（５）職員の経験年数・学歴別平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	248,850円	335,060円	373,200円	391,775円
	高校卒	217,833円	290,500円	320,125円	379,667円

（注）経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものである。

（６）一般行政職の級別職員数の状況（平成27年4月1日現在）

区分	6級	5級	4級	3級	2級	１級	計
標準的な職務内容	課長・参事	補佐、主幹	係長、主査	主査	主事	主事	
職員数（人）	17	24	30	45	12	21	149
構成比（%）	11.4%	16.1%	20.1%	30.2%	8.1%	14.1%	100

（注）１ 八重瀬町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
２ 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

（７）職員手当の状況（平成27年4月1日現在）

区　分	八　重　瀬　町			国		
期末手当	（平成26年度支給割合） １人当たり平均支給率（26年度） 1,367千円			－		
勤勉手当	期末手当 2.60月分		勤勉手当 1.50月分	期末手当 2.60月分		勤勉手当 1.50月分
退職手当	職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
	（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
	勤続20年	20.45月分	25.56月分	勤続20年	20.45月分	25.56月分
	勤続25年	29.15月分	34.58月分	勤続25年	29.15月分	34.58月分
	勤続35年	41.33月分	49.59月分	勤続35年	41.33月分	49.59月分
	最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%から20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2%から20%加算	
	退職時特別昇給	無		退職時特別昇給	無	
	1人当平均支給額	18,045千円		1人当平均支給額	－	－
特殊勤務手当（普通会計）	区　分			全職種		
	支給実績（26年度決算）			1,947千円		
	支給職員１人当たり平均支給年額（26年度決算）			24,900円		
	職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）			43.60%		
	手当の種類（手当数）			1種類		
	手当の名称			暴風雨時勤務手当		
	手当を受ける者の範囲			暴風雨警報発令時から解除されるまでの間において特に勤務を命ぜられた職員		
	支給額			１時間につき　1,000円		

時間外勤務手当（普通会計）	26年度	支給総額	19,686千円
		職員1人当たり支給年額	122千円
	25年度	支給総額	21,479千円
		職員1人当たり支給年額	122千円
区　分	内　容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	配偶者　13,000円 配偶者以外　6,500円 配偶者がいない場合の扶養者のうち1人　11,000円 特定期間の加算　5,000円	同じ	－
住居手当	借家　27,000円限度 持家　廃止	同じ	－
通勤手当	通勤距離2km以上の職員 定額制	異なる	15km以上、10,000円が上限

（８）特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区　分		給料月額	区　分		平成26年度支給割合
給　料	町　長	758,000円	期末手当	町　長	3.10月分
	副町長	623,000円		副町長	
	教育長	591,000円		教育長	
報　酬	議　長	267,000円		議　長	3.10月分
	副議長	222,000円		副議長	
	議　員	207,000円		議　員	

４　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（１）一般職員の勤務時間

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り				
	始業時刻	終業時刻	休憩時間	休息時間	週休日
38.45時間	8時30分	17時15分	12時00分 ～13時00分	廃止	土･日曜日

(2) 年次休暇の状況（平成27年1月1日から平成27年12月31日）

総付与日数	総使用日数	対象職員数	一人当たり平均使用日数	使用率
5,440日	1,868日	142人	13.2日	34.3%

（３）育児休業の取得状況（平成27年1月1日から平成27年12月31日）

区分	男性職員	女性職員
育　児　休　業　取　得　者	0人	4人

(4) 介護休暇の取得状況（平成27年1月1日から平成27年12月31日）

区分	介護休暇取得者数	職員との続柄
男性職員	0人	
女性職員	0人	
計	0人	

(5) その他の休暇制度の状況

病気休暇

<table>
<tr><td>負傷又は疾病(予防注射又は予防接種による著しい発熱等の場合、第10項及び第13項に掲げる期間を超えるつわり及び生理の場合を含む。)の場合</td><td>(1)　医師の証明書等に基づき
イ　公務に起因する場合　療養に必要な全期間
ロ　結核性疾患の場合　1年の範囲内でその療養に必要な期間(その期間が1年に満たない場合において、その療養期間満了の日から起算して6月以内に再び結核性疾患により療養を要するときには、前に与えた療養期間は、これを通算する。)
ハ　ロ以外の私傷病　90日の範囲内でその療養に必要な期間
(2)　前号に掲げるもののほか、医師にかかる必要もない軽い病気
1年を通じて10日以内(年の中途において新たに職員となった者のその年における日数は、次の表に掲げるとおりとする。)
<table>
<tr><td>採用の月</td><td>1月</td><td>2月</td><td>3月</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td></tr>
<tr><td>日数</td><td>10日</td><td>9日</td><td>8日</td><td>8日</td><td>7日</td><td>6日</td><td>5日</td><td>4日</td><td>3日</td><td>3日</td><td>2日</td><td>1日</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

八重瀬町の人事行政の運営等の状況について

特別有給休暇　①

<table>
<tr><th>特別有給休暇の範囲</th><th colspan="3">有給の期間</th></tr>
<tr><td>1　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第33条の規定による交通の制限又は遮断の場合</td><td colspan="3">その都度必要と認める期間</td></tr>
<tr><td>2　風水震火災その他非常災害による交通遮断の場合</td><td colspan="3">その都度必要と認める期間</td></tr>
<tr><td>3　風水震火災その他天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊の場合</td><td colspan="3">1週間を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間</td></tr>
<tr><td>4　証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署に出頭する場合</td><td colspan="3">その都度必要と認める期間</td></tr>
<tr><td>5　選挙権その他公民としての権利を行使する場合</td><td colspan="3">その都度必要と認める期間</td></tr>
<tr><td>6　台風の来襲等による事故発生防止の場合</td><td colspan="3">その都度必要と認める期間</td></tr>
<tr><td>7　職員の分娩の場合</td><td colspan="3">医師又は助産師の証明等に基づく分娩の予定日前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)目に当たる日から分娩の日後8週間目に当たる日までの期間内で必要と認める期間(分娩予定日及び分娩日は産前休暇8週間の中に含まれる。)</td></tr>
<tr><td>8　女子職員が生後1年に達しない生児を育てる場合</td><td colspan="3">1日2回、1回30分。ただし、任命権者が特に必要と認める職員については、1日1回まとめて60分</td></tr>
<tr><td>9　妊娠中の職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合</td><td colspan="3">妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)とし、それぞれ1日の正規の勤務時間の範囲内で認められる時間</td></tr>
<tr><td>10　生理に有害な職務に従事する女子職員及び生理日において勤務することが著しく困難である女子職員の生理の場合</td><td colspan="3">その都度必要と認める日又は時間。ただし、2日を超えることができない。</td></tr>
<tr><td>11　父母の祭日の場合</td><td colspan="3">1日</td></tr>
<tr><td rowspan="9">12　忌引の場合</td><td>死亡した者</td><td>血族</td><td>姻族</td></tr>
<tr><td>(1)　配偶者(婚姻の届出をしていないが婚姻関係と同様な事情にある者を含む。)</td><td>10日以内</td><td></td></tr>
<tr><td>(2)　父母</td><td>7日以内</td><td>3日以内</td></tr>
<tr><td>(3)　子</td><td>5日以内</td><td>1日</td></tr>
<tr><td>(4)　祖父母</td><td>3日以内</td><td>1日</td></tr>
<tr><td>(5)　孫</td><td>1日</td><td></td></tr>
<tr><td>(6)　兄弟姉妹</td><td>3日以内</td><td>1日</td></tr>
<tr><td>(7)　伯叔父母</td><td>1日</td><td>1日</td></tr>
<tr><td colspan="3">備考</td></tr>
<tr><td colspan="3">1　生計を一にする場合は、血族に準ずる。
2　祖父母、伯叔父母を代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合
3　忌引日数は任命権者が承認した日から計算する。なお、葬儀のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要する往復日数を加算することができる。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>特別有給休暇の範囲</th><th>有給の期間</th></tr>
<tr><td>13　職員が結婚する場合</td><td>結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1箇月を経過する日までの期間内における3日の範囲内の期間</td></tr>
<tr><td>14　職員の妻(届出をしないが事実上婚姻同様の事情にある者を含む。)が出産する場合</td><td>職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における5日の範囲内の期間</td></tr>
<tr><td>15　旧盆</td><td>旧7月13日から旧7月16日までのうち1日間</td></tr>
<tr><td>16　人間ドック</td><td>1日以内で必要と認める期間</td></tr>
<tr><td>17　夏季休暇</td><td>毎年7月から10月までの期間中5日を超えない範囲内で必要と認める期間。ただし、7月1日以降において新たに職員となった者のその年における日数は、次の表に掲げるとおりとする。
<table>
<tr><td>採用の月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td></tr>
<tr><td>日数</td><td>5日</td><td>4日</td><td>2日</td><td>0日</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>18　職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務をしないことがやむを得ないと認められるとき。</td><td>その都度必要と認められる日又は時間</td></tr>
<tr><td>19　職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献するボランティア活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。
ア　地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動
イ　身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動
ウ　ア及びイに掲げる活動のほか身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</td><td>1の年度において5日の範囲内の期間</td></tr>
<tr><td>20　小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員がその子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。）のため又はその子の疾病の予防（その子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認める場合</td><td>1の年度において5日（その養育する小学校就学に達するまでの子が2人以上の場合にはあっては10日）の範囲内の期間</td></tr>
<tr><td>21　負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり、日常生活を営むのに支障がある者（配偶者、父母、配偶者の父母）の介護及び世話を行う場合</td><td>1の年度において5日（その介護をする当該親族等が2人以上の場合にあっては10日）の範囲内の期間</td></tr>
<tr><td>22　前各号に掲げるもののほか、あらかじめ町長の承認を得て任命権者が定める事項</td><td>町長が承認した期間</td></tr>
</table>

［感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)］［母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条］

介護休暇（無給）

特別有給休暇の範囲	無給の期間
職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

５　職員の分限処分及び懲戒処分の状況

（１）分限処分の状況（平成２７年度実績）

区分	降任	免職	休職	降給	合計
処分者数	0人	0人	5人	0人	5人

（２）懲戒処分の状況（平成２７年度実績）

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
処分者数	0人	0人	1人	0人	1人

６　職員の服務の状況

営利企業等の従事許可の状況（平成２７年度実績）

区　分	申請件数	許可件数
報酬を得て事業又は事務に従事する場合（統計調査）	25件	25件
自ら営利を目的とする場合	0件	0件
その他	22件	22件
計	47件	47件

７　職員の研修及び勤務成績の評定の状況

（１）職員の研修の状況（平成２７年度実績）　（総務課対応分記載）　延べ人数

区分	回数	人数	日数
沖縄県自治研修所（特別研修、一般研修：管理者等研修等）	13	26	1～3日
自治体職員政策形成セミナー	0	0	10～15日
姉妹都市交流研修（香南市）	1	1	12ヶ月間
沖縄県市町村課	0	0	0
市町村アカデミー（県外）	0	0	0
その他	0	0	0

（２）勤務成績評定の状況

人事評価制度は未策定のため、勤務成績の評定は行ってない。

８　職員の福祉及び利益の保護の状況

（１）　健康診断の状況（平成27年度実績）

区　分	内　容	対象者	受診者	備　考
職員健康診断	職場健診	人間ドック受診以外の職員	24名	※注
	人間ドック・健康度測定	共済助成分の希望者	115名	共済助成と自己負担
	脳ドック	共済助成分の希望者	12名	共済助成と自己負担
	婦人健診	希望者	18名	
	胃検診	希望者	―	共済助成と自己負担
	ガン検診	希望者	6名	共済助成と自己負担

未受診者　　35名	業務多忙	0名
	私傷病	3名
	産休及び育児休暇	4名
	その他	28名

（注）（平成27年度実績）

健康診断名	委託料	受診者数	備考
定期職員健康診断	1,870,452円	251人	臨時職員等含む

定期職員健康診断は、労働安全衛生法第６６条と労働安全衛生規則第４３条の規定により、職員の採用時とその後１年以内ごとに１回、定期的に一般の健康診断を実施しなければならないことになっています。

（２）　保健活動（平成27年度実績）

職員健康診断事後指導の実施

診断結果に基づき,産業医及び委託医療機関による特定保健指導実施

（３）　沖縄県市町村職員共済組合

共済組合制度は、社会保険制度の一環として、相互救済によって組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的として設けられているものです。地方公務員共済組合法に基づき、短期給付事業（会員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業又は災害に対して、必要な給付を行う）長期給付事業（組合員の退職・障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行う。）、福祉事業（健康診断などの健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金等の貸付事業、共済貯金事業並びに物資事業を行う。）を実施しています。

（４）　地方公務員災害補償状況（平成２７年度実績）

区　　分	公務災害	通勤災害
認定件数	0件	0件

（５）　町互助会の状況

八重瀬町職員互助会では、地方公務員法第４２条に基づいて、会員の福祉と福祉を図り、役場業務の円滑な遂行を目的として文化・教養・保健体育に関する事業等を実施しています。
運営については、会員（職員）の会費、県互助会及び県共済組合からの助成金などで運営されています。

（歳入）　　（平成27年度決算額）

科　　目	収入額	備考
会　　費	2,360,000円	会費1,000円/月
補　助　金	0円	平成１９年度より廃止
助　成　金	1,098,000円	県互助会561.000円　他
繰　入　金	826,350円	前年度より
寄　付　金	0円	
雑　収　入	936,230円	利息等
合　　計	5,220,580円	

（歳出）　　（平成27年度決算額）

科　目	歳出額	備考
会議費	220,761円	
事務費	197,047円	
事業費	3,241,619円	永年勤続祝金,出産祝金等
助成費	127,000円	文化･体育事業助成
予備費	0	
合　計	3,786,427円	

歳入　5,220,580円　―　歳出3,786,427円　＝　繰越額　1,434,153円

（６）　沖縄県市町村職員互助会の状況

県互助会は、民法第３４条の規定により設立された公益法人で市町村職員等の福利制度実施機関である。一部事務組合、広域連合及び市町村関係団体で構成され、事業に要する経費は、構成団体からの構成団体負担金と会員のみなさんからの会員掛金で賄われます。

（平成２７年度決算額）

互助会会員数	公費負担額	会員掛金総額	一人当たりの負担額	公費の負担率
187人	3,571,169円	7,142,555円	19,097円	33.33%

一般給付事業	支給件数	給付額（限度額）
結婚祝金	会員が結婚したとき	30,000円
銀婚祝金	会員が婚姻し、満25年の結婚記念日を迎えたとき	30,000円
出産祝金	会員又は会員の配偶者が出産したとき	20,000円
入学祝金	会員の子又は会員の被扶養者が小学校に入学したとき	30,000円
卒業祝金	会員の子又は会員の被扶養者が小学校に入学したとき子又は会員の被扶養者が中学校・高等学校を卒業したとき	20,000円
永年勤続者祝金	会員が永年、市町村に勤務したとき	20,000円～40,000円
傷病見 舞金	会員が傷病のため30日以上勤務しないとき、１年度につき１回支給する	20,000円
入院費補助金	会員が傷病のため入院したときは、100日を限度に支給する	1,000/１日
災害見舞金	会員が水震火災その他の非常災害によりその住居又は家財に損害を受けたとき	規定により
死亡弔慰金	会員又は会員の親族が死亡したとき	20,000円～200,000円
退会せん別金	会員が会員の資格を喪失したとき	会員期間に応じて
健康増進助成金	町が会員の健康増進を図る目的でレクリエーションの行事を実施するため、町に対して年１回支給	3,000円
遺児奨学一時金	会員が死亡し、その会員の子が義務教育を終了していないとき	100,000円
育児休業補助金	会員が育児休業したとき	20,000円
保養所利用助成金	会員、会員被扶養者が契約保養所を利用する場合に助成券を発行し、助成を行う。	1,500円

特別給付事業	支給件数	給付額（限度額）
人 間ドック助成金	人間ドッグ若しくは胃検診等を利用した場合又は検診を受診して自己負担した場合	15,000円以内
銀婚記念旅行助成金	満25年の結婚記念日を迎えた会員が互助会が実施する銀婚旅行に参加したとき、若しくは独自で銀行旅行をしたとき	80,000円以内
リフレッシュ旅行助成金	年齢36歳以上のもので、かつ10年以上の会員期間を有し、互助会が実施するリフレッシュ旅行に参加したとき、若しくは独自でリフレッシュ旅行をしたとき	１回限り支給、80,000円以内
研修旅行助成金	10年以上の会員期間を有し、互助会が実施する研修旅行に参加したとき	その都度決定
ﾗｲﾌﾜｰｸ助成金	年齢50歳以上で無給付の期間が5年間あるとき助成金を支給する	1回限り
映画チケット購入助成金	会員が映画チケットを購入する際、助成する。	300円
手帳交付費	「業務日誌」を作成し、全会員に配布する。	1冊
研修費	会員の資質向上に資するため、研修会や講演会を開催する。	
公益事業	加入市町村に対し、講演会等開催を助成	50,000円/団体

貸付事業	限度額	備考
一般貸付	1,000,000円	
特別貸付	1,000,000円	
住宅貸付	2,000,000円	
災害貸付(家財)	1,000,000円	
災害貸付(住宅)	2,000,000円	